

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。</p> <p>(2)～(7) 省略 (許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法(昭和39年法律第170号)、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>その他関係法令の基準に適合していること。</p> <p>(10) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備(送電に係る電柱等を除く。)をいう。</p> <p>(2)～(7) 省略 (許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法(昭和39年法律第170号)、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>その他関係法令の基準に適合していること。</p> <p>(10) 省略</p> <p>2～4 省略</p>